

収集日の朝8時30分まで指定収集場所に出してください。

ごみの出し方のルール【分別の仕方】

●このルールが守られていないごみは、
収集しませんので、必ず守ってください。

ごみの出し方(詳しくはハンドブックで確認してください。)

※清掃センターでは、小動物(犬・猫等のペット)の焼却業務をしております。(有料・直接搬入)

①事業活動に伴って発生するごみ（事業系一般廃棄物）については、収集場所に出さないでください。自己搬入するか、廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

②収集後の空になった指定コンテナは、事故防止のため早く片付けてください。
③収集日以外、指定収集場所以外、または収集後、夜間などは絶対に出さないでください。
④家屋の廃材等は、産業廃棄物処理業者などへご相談ください。
⑤家庭からの一時的な大量のごみは、自己搬入するか市の許可業者に依頼してください。
⑥ごみは、収集日以外に収集しませんが、絶対に出さないでください。

清掃センターへ直接ごみを搬入する場合

- ①住所・氏名・電話番号をお伺いし、運転免許証等を確認させていただきます。
②出し方ルールにより分別し、原則本人が持ち込みしてください。

受付日 月～金曜日、12月29日・30日
時 間 午前8:40～11:30 午後1:00～4:00 (12月30日は3:00まで)
休 み 土曜日、受付日(粗大ごみのみ)以外の日曜日、祝日、振替休日
12月31日～1月3日

..... 直接搬入に関するお問い合わせは「伊達地方衛生処理組合 清掃センター」へ

●不明な点は、伊達市伊達総合支所(電話 583-5533)におたずねください。

ごみの出し方ルールを守り、きれいなまちづくり

◇見やすいところに貼っておきましょう◇